

あいちの教育ビジョン2020－第三次愛知県教育振興基本計画－（抜粋）

(25) 開かれた学校づくりと多忙化解消への支援

⑥教職員の多忙化解消に向けた取組の推進

- 県と市町村教育委員会が連携し、小・中・県立学校教員の在校時間等の実態把握に努め、情報を共有する仕組みを設けます。

○ 有識者、県、市町村教育委員会関係者等による「教員の多忙化解消プロジェクトチーム（仮称）」（PT）を設置し、多忙化の主な要因となっている部活動を始めとする業務の在り方、多忙化解消に向けた取組内容、厚生労働省の基準⁷等を踏まえた取組目標の設定について検討を行い、「教員の多忙化解消プラン（仮称）」を早期に策定します。PTでは、学校ごとの姿勢を明らかにする取組（多忙化解消に向けた取組を学校経営案に位置付ける等）や、取組実践検証校により取組の効果を検証するなど、プランの実効性を担保する方法についても検討します。

- 校長等管理職を対象に、労働関係法令等を踏まえた適切な労働時間管理に関する研修を行うなど、管理職の組織マネジメント力の向上を図ります。
- 県・市町村教育委員会による会議、調査・報告、研修、研究指定校の不断の見直しを図ります。
- 教員以外の専門スタッフの配置や、学校事務職員の業務の標準化、学校事務の共同実施⁸の一層の推進を図るなど、教員が抱える業務の分散化を図りつつ、チーム学校の実現を目指します。
- 国の教育改革や、教育諸施策の推進に当たっては、学校の実情に配慮した人的、経費的措置を行うよう、全国都道府県教育長協議会等を通じて国に働きかけていきます。

⑦教職員のメンタルヘルス対策の推進

- ストレスチェックにより教職員のセルフケアを促進し、必要に応じて医師の面接指導や職場環境の改善を行うなど、メンタルヘルス不調の予防、早期発見・早期対応に努めます。
- 校長等管理職を対象に、教職員のメンタルヘルス対策に関する研修を行うなど、学校におけるラインケアの推進を図ります。
- 保健師や臨床心理士など専門スタッフや専門機関による相談体制の充実を図ります。

7 厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」：発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること

8 学校事務の共同実施：学校における業務改善を進めるため、拠点校に各学校の事務職員が定期的集まって共同で事務処理や学校運営の支援を行うもの